

深谷市建設工事等一般競争入札（事後審査型）要綱

（令和2年3月24日市長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事、製造の請負、物品の買入れ、売払い、賃貸借又は設計、調査、測量その他の業務委託（以下「建設工事等」という。）に係る一般競争入札における入札参加資格の確認を入札後に行う方式（以下「事後審査型入札」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象工事等）

第2条 事後審査型入札の対象とする建設工事等は、原則として、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により一般競争入札に付する建設工事等とする。

（公告）

第3条 公告は、深谷市契約規則（平成24年深谷市規則第27号。以下「契約規則」という。）第4条の規定を準用するとともに、電子入札システムに掲示して行うものとする。

（入札参加）

第4条 入札参加希望者は、電子入札システムにおいて、当該入札に係る競争参加資格確認申請書を提出することにより、入札参加の意思を表示するものとする。

2 前項の競争参加資格確認申請書を提出し、電子入札システムにおいて自動発行される競争参加資格確認申請書受付票を確認した者は、入札に参加することができる。

（入札の執行）

第5条 入札は、あらかじめ指定した日時及び方法に従い、電子入札システムにより執行する。

（再度入札）

第6条 初度入札において落札候補者がないときは、電子入札システムにより再度入札を行う。

2 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。た

だし、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。

3 再度入札の回数は、2回までとする。

(入札の辞退)

第7条 入札の辞退については、深谷市公共工事等電子入札運用基準の規定を準用する。

(入札の無効)

第8条 契約規則第12条各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争参加資格確認申請書を提出しない者がした入札
- (2) 市長が行う指示に従わない落札候補者がした入札
- (3) 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札
- (4) 虚偽の競争参加資格確認申請書を提出した者がした入札
- (5) 再度入札において、前回の入札の最低入札価格（最低制限価格を設けた場合にあっては、最低制限価格の110分の100の価格未満の価格を除く。）以上の入札
- (6) 物品の売払いに係る再度入札において、前回の入札の最高入札価格以下の入札

(落札候補者の決定)

第9条 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者（最低制限価格を設けた場合にあっては予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者）を落札候補者とする。

2 総合評価方式を適用した場合においては、次のとおりとする。

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、評価値又は総合評価点（以下「評価値等」という、）の最も高い者を落札候補者とする。
ただし、調査限界価格未満の価格の入札をした者は除く。
- (2) 評価値等の算出方法については、埼玉県総合評価方式活用ガイドラインの規定による。

3 物品の売払いにあっては、予定価格以上で有効な入札のうち、

最高の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。

(くじによる落札候補者の決定)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、電子入札システムの電子くじにより、落札候補者を決定する。

(1) 落札候補者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるとき。

(2) 総合評価方式を適用した場合において、評価値等が最も高い者が2者以上いるとき。

(低入札価格の調査)

第11条 総合評価方式を適用した場合において、低入札価格調査対象の入札があるときは、前2条の規定にかかわらず、落札候補者の決定を保留し、当該入札について次の各号のいずれかに該当するものでないかを調査するものとする。

(1) 当該入札価格によっては、当該入札者により契約の内容に適合した履行がなされないと認められる入札

(2) 当該入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められる入札

2 前項の調査により、前項各号のいずれかに該当すると認められる入札をした者は、前2条の規定の対象としない。

3 低入札価格調査の実施及び調査基準価格、調査限界価格の設定については、深谷市建設工事低入札価格取扱運用基準の規定による。

(落札決定の保留)

第12条 落札候補者があるときは、落札候補者の入札参加資格を審査するため、落札決定を保留する。

(参加資格の審査に必要な書類の提出)

第13条 市長は、第9条又は第10条により落札候補者となった者に対し、速やかに電子入札システムにより通知し、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。ただし、市長がその必要がない

と認めるときは、この限りでない。

(1) 一般競争入札参加資格等確認申請書

(2) 一般競争入札参加資格等確認資料

- 2 前項各号の書類は、同項の提出を求めた日の翌日から起算して2日（深谷市の休日を定める条例（平成18年深谷市条例第2号）第1条各号に掲げる日（以下「休日」という。）を除く。）以内に持参により提出するものとする。
- 3 落札候補者が前項に規定する提出期限内に第1項各号の書類を提出しないとき、又は参加資格の審査のために市長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は、無効とする。
- 4 前項の場合において、当該落札候補者の行為が悪質であると認めるときは、深谷市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく措置を講ずるものとする。

（参加資格の審査）

第14条 市長は、入札参加資格要件に基づき、落札候補者が当該要件を満たしているか否かの審査を行う。審査の結果、当該落札候補者が参加資格を満たしていない場合にはその者がした入札を無効とし、あらためて第9条から第11条の規定に基づき落札候補者を決定し、審査を行う。以下、落札候補者が入札参加資格を満たすことを確認できるまで同様に審査を行うものとする。

- 2 参加資格は前条第2項に規定する確認資料の提出期限又は開札日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に行わなければならぬ。ただし、参加資格の審査に疑義が生じた場合は、この限りでない。
- 3 参加資格の審査は、入札参加資格審査結果調書により取りまとめ、確認資料等とともに保存するものとする。

（落札者又は入札参加資格不適格の決定）

第15条 市長は、前条の審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、電子入札システムにより通知するものとする。

- 2 前項の場合において、落札決定までに落札候補者が入札公告に示す入札参加資格要件のいずれかを満たさなくなったときは、当該落札候補者は、入札参加資格を満たさない者とする。
- 3 市長は、前条の審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対し、入札参加資格不適格通知書により通知するものとする。

(入札参加資格不適格者に対する理由の説明)

第16条 入札参加資格不適格通知書を受理した者は、入札参加資格を満たさないとされたことに不服があるときは、当該通知書を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、市長に対し、その理由について説明を求めることができる。

- 2 前項に規定する請求は、苦情申出書を持参し、又は郵送することにより行うものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する請求があったときは、苦情申出書を受理した日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、回答書により回答するものとする。
- 4 第1項に規定する請求は、第10条の審査の執行を妨げるものであってはならない。

(契約保証金)

第17条 契約保証金については、深谷市契約規則第28条及び第29条の規定を準用する。

(その他)

第18条 この要綱に定めのない事項は、深谷市契約規則、深谷市公共工事等電子入札運用基準等の一般競争入札及び指名競争入札に関する諸規程の例による。

附 則

この要綱は、平成21年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月8日市長決裁）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月22日市長決裁）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月20日市長決裁）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。